

令和4年6月26日

福岡労働局  
局長 藤枝 茂 殿

北九州労働組合 福岡県支部

支部長 西 央



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申し出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 15,120名

2. 最低賃金の適用を受けべき基幹的労働者の範囲

福岡県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

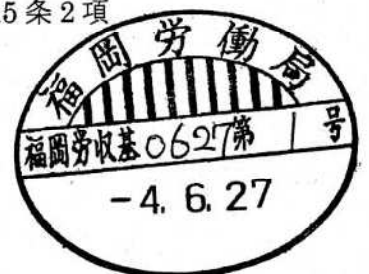
- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
  - (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
- 以上 約 15,120人

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1程度に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,633名

福岡県の百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者数 15,120名

現在最も低い労働協約の金額 = 900円 (時間額)

現在適用されている法定最低賃金額 = 897円 (時間額)

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

最低賃金に関する協定書又は確認書等はこれまでと同様

(2) 申出合意書及び委任状

最低賃金法15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求める申し出に合意し、当該申し出に係わる事項一切について、下記1の者に委任します。

(3) 福岡県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

(4) 所定労働時間数及び所定労働日数

百貨店、総合スーパー(J551)の最低賃金に合意する者の内訳と申出に係わる企業における労使協定の最低賃金、所定労働時間及び所定労働日数

以上